

# 「南越雑話」(七) — 翻刻と現代語訳 —

## 「南越雑話」輪読会

### 二 「南越雑話」中巻―翻刻と現代語訳― (承前)

#### 中巻―第三四話

一 横井元節<sup>ゲシセツ</sup>ハ医道ニ妙ヲ得タリ、常ニ病人三人ノ外療治セズ、療治スルニ及ンデ寢食ヲ安ンゼズ、病癒ズト云事ナシ、或時吉品公、秘藏ノ鶯、病アルニヨリ、人參<sup>ニンジン</sup>御入用ナレトモ、折シモ其方ノ役人居アハセズ、幸ニ元節詰居ルヲ以テ人參ヲ指上ベキ旨仰出サル、元節ガ云、臣ガ薬ハ人ニ用ユルノ薬ナリ、鳥獸ノ為ニ用ユルノ人參ハ所持仕ラズトテ指上ズ

#### 【校訂】

①用ル ↓ ⑤用ユル

#### 【注釈】

○横井元節：福井藩の御匙医。諱は前純。本国は尾張、生国は越前（諸士

先祖之記」(姓名録)。半蔵とも称し、元禄四年(一六九一)二月二九日に他界後、浄土真宗清円寺(尾上下町)に葬られた(石橋重吉『若越墓碑めぐり』若越掃苔会、一九三二年)。慶安二年(一六四九)年に福井藩に拔擢されたとされる。平生は短気であり、弟子・養子ともになかったが、藩主松平吉品が元節の医術が途絶えることを惜しみ、渥美助左衛門の次男である庄八郎を継がせることとしたという(『越前人物志』)。元(玄)節に関して、『綱昌給帳』に記載は見られないが、『吉品給帳』に「○○石、「吉邦給帳」には横井宗(惣)右衛門は渥美助左衛門吉次を父にもつ(諸士先祖之記)。○○石外五人扶持の福井藩士であり、元禄四年四月二日に元節の跡継ぎとして相違無いことが記録されている(『藩士履歴』)。○人參：食用(セリ科)・薬用(ウコギ科)の両種がある。日本において食用人參は一六世紀末には中国から輸出していた。一方で薬用人參(朝鮮人參)は平安時代に伝来して以来、一七世紀にあっても中国からの輸入に頼っていた(『国史大辞典』)。

#### 【現代語訳】

横井元節は医術に非常に優れ、常に三人以上の病人は治療しなかった。

安らかに寝食することなく治療を行ない、病が癒えないということはなかつた。あるとき吉品公の秘蔵の鶯が病となり、薬用の人蔘が必要となった。ちょうど係の役人が居合わせなかつたが、幸いにも元節がいたので、人蔘を差し出すよう御命令なされた。元節は「わたくしめの薬は人に用いる薬です。鳥獣のために用いる人蔘は持っていません」といい、差し出さなかつた。

(伊藤大生)

### 中巻―第三五話

一馬淵<sup>カウズン</sup>享庵、或時吉邦公ニ申上ル、人主タル御身ニテハ国政ノ儀ニ心ヲ勞<sup>ロウ</sup>セラル、ハ勿論ノ義ナガラ、君ノ如ク御政務ニ日夜朝暮御辛勞遊ハサレ候テハ自<sup>シ</sup>ラ御気分ニモ相障リ申ベキ事ナレバ、程ヨク遊バサレ候テモ可ナラント云シカバ、忽チ御気色損ジテノ玉ク、此以後汝ガ薬ハ腹用シガタカルベシ、子細ハ人ノ病ヲ療治セシニ日夜朝暮心ヲ勞セズンバ有ベカラズ、今汝ガ詞ヲ聞時ハ療治方モ程ヨク致シラクト見エタリ、左様ナル不信向ノクスリハ用ヒガタシ、国政モ其如ク、寝食ヲ安ンセズ心ニ掛テサエ行届カザル事ノミニナリ、況ヤヨキ程ニ致シ置テ相スムベキカトノ玉ヒシ、誠ニ御仁心厚キ御意ト云ヘシ、享庵モ又我カ職分ヲ重ンスル者ト云ベシ

#### 〔注釈〕

○馬淵享庵…一〇〇石。諱は正隆（光通出仕時）・順正（吉邦出仕時）、初名は源五郎。本国は遠江、生国は越前。光通代の寛文一〇年（一六七〇）

「南越雑話」輪読会 「南越雑話」(一七)

に養父五郎兵衛勝政の跡知を相続、同じ光通代に暇を下されて断絶、そのまま越前国で医師に。光通から四代後、吉邦代の宝永七年（一七一〇）に医師として召出（「吉邦給帳」では宝永五年に召出、一五石五人扶持）、正徳二年（一七一二）に新知（「諸士先祖之記」『藩士履歴』）。なお、前出の各資料では享庵。

#### 〔現代語訳〕

ある時、馬淵享庵が吉邦公にこう申し上げた。「公は君主でございます。君主であらせられる公が国政を気にかけてられるのは、当然のことではございませんが、公のように日々、朝な夕な政に心を砕かれては、お身体にもお差し障りが出ましよう。ほどほどのお力加減でよろしいのではないでしようか」。

すると吉邦公は、たちまち気色ばんで「もうそなたの薬は飲めぬな。何故かわかるか。人の病は朝となく夜となく、気にかけていなければ治療できません。いまのそなたの言葉を聞けば、治療もほどほどの力加減なのであろうよ。そのような者の薬はとても飲みがたいというものだ。国政も治療と同じで、ほどほどではだめなのだ。こうして寝食を惜しんで政のことを考えていても、及ばぬことばかりだ。それでもほどほどでいよいと申すか」とおっしゃった。吉邦公は誠に御仁心の厚い君主であったといえよう。そして享庵もまた、己の職分を全うしようとする家臣であったといえよう。

(堀井雅弘)

### 中巻―第三六話

一湯浅又右衛門ト云者ハ力量人ニ超エタリ、大田安房守与力ナリシガ、福井大火ノセツ、大田ガ門扉ヲ左右打重テ屏ヲ打越、路ノ

彼方ナル堀へ打入ル、大田氏屋鋪、今ノ波々伯部氏也、此扉イカナル故ニカ、今ニ教徳寺門扉トナシテアリ、尋常ノ人ハ、ハズ、事モ成ガタキ程ノ物也、又右衛門御半知ノ時、御暇下サレ、隱者トナル、或時上方へ趣ク事アリ、矢場瀬ノ浦ヨリ、舟出シテ湖水ヲ渡リシニ、舟人法外ノ事アリ、又右衛門是ヲ咎ム、然レトモ彼其党多キヲ頼ミ、恐ル、色ナク、弥過言ヲハク、又右衛門忍ヒガタク、勃然トシテ怒リ、傍ラニ有合槽ヲオツトリ、片手ニサシカザシ、舷ヲ走りテ舟人ヲ打ントス、其状夜又神ノ荒ルガ如シ、舟人戦ヒ慄ヒテ屈伏ス、時ニ膳所ノ城主本多氏漁船ヨリ是ヲ見玉ヒ、使船ヲ馳テ姓名ヲ尋ネラル、又右衛門卑下シテ言ヌ、強ヒテ問ル、ヲ以テ、姓名ヲナノル、又人ヲシテ仕官ノ望ミアリヤト問セラル、又右衛門、二君ニ仕ユル所存ナシト答テ去ル、本多侯イヨ、嘆美シ玉フトナリ

## 〔校訂〕

①御暇下サル↓⑤御暇下サレ ①潮水↓⑤湖水

## 〔注釈〕

○湯浅又右衛門：大田安房守の与力二〇人の内の一人か。詳細は不明。なお、貞享半知により、与力は一八五人、二万五六五〇石が禄を召し上げられている（『越藩史略』）。○大田安房守：『綱昌給帳』では、知行高六〇〇〇石、内三〇〇〇石は与力二〇人分。「秀康給帳」によれば、常陸国出身で、当初は知行高三〇〇〇石であったが、「忠昌給帳」では知行高七九三七石二斗、内三九〇七石二斗は与力分（二六人分）が与えられている。しかし、貞享半知後の「吉品給帳」以降の給帳には、大田安房守の名は載せられていない。一

方で、「半知覚帳」に記載されている「貞享三寅年／新規御領知被仰出御家中被減二付、六月十日御暇被下面々」にも含まれておらず、松平綱昌の改易後、江戸の鳥越屋敷に移った綱昌に付き従った家臣の中にも含まれていないため（『国事叢記』『片響記』）、貞享半知後は廃絶したとみられる（『福井市史通史編二』）。○福井大火：寛文九年（一六六九）四月一日に福井城下で発生した火事。城東の足羽郡勝見村から出火、天守閣をはじめほとんどの建物を焼失（『福井県史通史編四』）。○打重：物の上にさらに物を積み重ねる（『日本国語大辞典』）。○屏：家屋や敷地などの境界とする、かこい。土塀に対して、板塀をさしていることもある。かき（『日本国語大辞典』）。○波々伯部氏：徳川家康が秀康に附けた家臣。本国・生国ともに丹波。初代家繁の後三家に分かれ、いずれも福井藩に出仕している（『諸士先祖之記』）。○西尾氏：文禄二年（一五九三）結城において秀康に召し出された家臣。本国は遠江、生国は不明。二代貞嗣の後二家に分かれ、何れも福井藩に出仕している（『諸士先祖之記』）。○教徳寺：寺町の法華宗寺院、玄行院福寿山教徳寺か（『名蹟考』、現福井市つくも）。同書別巻には「京都妙覚寺末／天文六年一乗山開基、経蔵院、日心上人。後福井エ引移。慶応二寅正月十二日聞之」とある。○矢場瀬：矢橋村。「現」草津市矢橋町・橋岡町。新浜村の北、琵琶湖に面する。北は北川を挟み御倉村。矢馳・矢走・箭橋・矢早稲・八橋なども記された。湖岸沿いに集落が立地し、集落西橋には湖上交通の拠点矢橋湊があり、東海道とは矢倉村で分岐する矢橋街道（一里八町）で結ばれ、広義には草津宿に含めることができる。同街道は東海道の短捷路として利用され、織田信長・徳川家康らも上洛路として利用した（『日本歴史地名大系 滋賀県の地名』平凡社、一九九一年）。○舟人：船頭。ふなこ。ふなかた。かこ（『日本国語大辞典』）。○過言：相手に失礼になるような、度を過ぎた言葉を口にすること。また、そういう言葉。言いすぎ。かげん（『日本国語大辞典』）。○勃然：顔色を変えるさま。顔色を変えて怒るさま。むつととするさま（『日本国語大辞典』）。

○オツトル(押取) … 急いで手に取る。勢いよく奪う。勢いよく手でつかむ(『日本国語大辞典』)。○サシカザシ(差翳) … ふりあげる。ふりかざす(『日本国語大辞典』)。○舷: 船のへり。ふなべり。また、ふなだな。ふなべた(『日本国語大辞典』)。○本多氏: 膳所藩主本多康慶。正保四年(一六四七) 龜山生まれ。万治二年(一六五九) 二月一日、康将の養子となって康将の娘を室とする。寛文四年(一六六四) 二月二八日従五位下隱岐守に叙任、延宝七年(一六七九) 六月一日襲封。正徳四年(一七一四) 致仕し、享保三年(一七一八) 膳所において卒す。七二歳(『寛政重修諸家譜』)。○嘆美: 感心してほめること。嘆賞(『日本国語大辞典』)。

### 〔現代語訳〕

湯浅又右衛門という者は誰よりも力持ちであった。大田安房守の与力であったが、福井城下の火事の時、大田の家の左右の門扉を積み重ねて扉を跳び越え、道のはるか彼方にある堀にひよいと飛び込んだ(大田氏の屋敷は今の波々伯部氏の屋敷の場所にあった。その頃は、今の西尾氏の家の一面も太田氏の屋敷地に含まれていた)。この扉は、どういうわけか今は教徳寺の門扉として使われている。普通の人なら、外すことも難しいほどの物である。又右衛門は、貞享半知の時、主人のもとを去って隠者となった。ある時、上方へ赴くことがあって、矢場瀬の湊から船に乗って琵琶湖を渡ったところ、船の乗組員の対応に不適切なところがあったので、又右衛門が彼を咎めた。しかし、彼は仲間が多いことをいいことに、又右衛門を恐れることなくさらに過言を吐いたため、又右衛門は耐えきれず、顔色を変えて怒りだし、傍にあった櫓を勢いよく奪って片手でふりかざし、船のへりを走って乗組員を打とうとした。その様子は荒れ狂う夜叉神のようであった。乗組員は恐れおののいて屈服した。その時ちょうど、膳所藩の城主本多氏が漁船に乗ってこの様子をご覧になり、使いの船を向かわせ又右衛門に名をお尋ねになった。又右衛門は自分を卑下して答えなかったが、強くお尋ね

になったため、姓名を名乗った。また、本多氏は人を介して仕官の望みがあるかとお尋ねになった。又右衛門は二君に仕えるつもりはないと答えてその場を去った。本多侯はますます感心してお褒めになったという。(長谷川裕子)

### 中巻―第三七話

一 美濃部半七ハ万夫不当ノ大力ナリ、或時足羽川ニ出テ、ツリヲタル、時ニ、売船来ツテ釣前エ乗ヨスル、半七無礼ナリト叱ル、船人キカズ、却テ過言ヲハク、半七大ヒ二怒ツテ水中エ涉リカ、リ、船先ヲ取テ、一振フリテ突戻ス、舟忽チ二傾ル、舟人漸クニシテ死ヲ免カル、事ヲエタリ

### 〔注釈〕

○美濃部半七: 『姓名録』によれば初代茂成・二代茂清・三代茂貞・五代有慶・七代茂英が半七を名乗っているため、本話に見える半七の特定はできない。『諸士先祖之記』『藩士履歴』によれば、初代茂成は本国近江、生国山城、三〇〇石取りであったが四代茂久が不行跡により蟄居処分となり、その後は二五人扶持となる。○売船: 自己の資本で商品を買入れ、高価格で売れる土地へ運送して利益を上げる廻船(『日本国語大辞典』)。ここでは、単に物資を運ぶことを生業とする船。

### 〔現代語訳〕

美濃部半七は誰もかなわないような大力の持ち主であった。ある時足羽川に出て、川釣りをしていたところ、売船がやってきて釣りをする半七の

前に近づいた。半七は「無礼である」と叱ったが、船乗りは聞く耳を持つどころか、度の過ぎた言葉を吐き返した。半七は大いに怒って水中へ足を踏み入れ、船の舳先をつかんで、一振りして押し戻した。船はたちまち転覆し、船乗りは危ういところで死を免れることができた。

(田中伸卓)

### 中巻―第三八話

一宗昌公、江戸浅草御屋鋪ニ御座ナサレシ時、御近辺出火アリ、御屋鋪危ウカリシニヨリ、御立退ナサレ、両国橋エカカラセラル、処、甚群集ニテ、一向御通りナサレガタク、御跡ヨリハ炎セマリ、進退極リタルヤウス也、然ル所ニ、出浦宮内左衛門・田辺伍太夫、御挟管ノ棒ヲハズシ、両端ヲ以テ、御先ノ人ヲ押ス、二人ノ壮力、人無キ所ヲ行ガ如ク、皆秋風ニ稻葉ノ伸ヘフス如ク倒レフス、故ニ難ナク御越ナサレ、御同勢一人モノコラス渡ルヤ否ヤ、橋モ落ケルト也

#### 〔校訂〕

①人無所ヲ↓⑤人無キ所ヲ ①御同勢↓⑤御同勢

#### 〔注釈〕

○宗昌公：松平宗昌（一六七五―一七二四）。福井藩主。松岡藩主松平昌勝の三男。はじめ昌興また昌平。二代目松岡藩主であったが、享保六年（一七二一）に弟吉邦の急死にともない本藩を相続（松岡藩は廃藩）。八代将軍徳川吉宗の諱字を賜り「宗昌」と改名。○浅草御屋鋪：「続片断記」

元禄一十六年一二月六日条に「去る廿九日小石川より出火御屋鋪不残焼失、殿様金龍山に被成御座追付鳥越御屋鋪へ御移り被成候由」とあり、宗昌が松岡藩主時代の江戸屋敷と思われる。○両国橋：万治二年、隅田川に江戸市街地と本所を結ぶために架けられた大橋。その名も武蔵国と下総国の両国にまたがって架かることに由来する。橋詰一帯としての「両国」の地名も定着し、江戸随一の盛り場として発展、明和・安永期以降は各種の見世物小屋をはじめ、芝居小屋や茶屋などが設けられ、大道芸や物売りなども多く、両国橋での夕涼み、川開きの花火などは江戸文化を象徴する年中行事となった（『国史大辞典』）。○群集：人が多く集まり群がること。○出浦宮内左衛門：「宗矩給帳」では「大御番組四番」「百五拾石」と記載。享保七年（一七二二）一月九日に御先物頭で役料一〇〇石拝領。享保八年二月二日役を取り上げのうえ、大番組に編入（なお出浦家は寛文一三年の家督相続のおり一五〇石で、その後、元禄一五年六月に五〇石を加増され、本知は計二〇〇石。享保一〇年一〇月に「不調法」により、拝領した知行のうち五〇石を召し上げられたという（『藩士履歴』）。○田辺伍太夫：五太夫。「宗矩給帳」では「御使番」「百五拾石」と記載。享保四年（一七一九）正月一三日、父の跡目を相続。享保九年五月一九日、御小姓を免ぜられ、大番組に編入。享保一三年二月二九日に役料一〇〇石、寛延三年（一七五〇）正月一六日に五〇石加増される。二〇〇石で役料は一〇〇石（『藩士履歴』）。○同勢：ともに連れて行ったり、事にあたったりする人。供としてひきつられている人々。供の衆（『日本国語大辞典』）。

#### 〔現代語訳〕

松平宗昌公が江戸の浅草屋敷におられた時、その近辺で火事があった。浅草屋敷も危ないということで、お立ちのきなされ、両国橋をお通りになられるところ、逃げてきた人が多く集まっており、一向に橋をお通りできなく、後ろより炎が迫り、どうにもならない様子であった。すると出浦宮

内左衛門と田辺伍太夫が、挟箱の棒をはずして、棒の両端を持って、先に橋の上にいる人を押していった。二人の力持ちは、人がいないところを行くかのようで、みんな秋風に吹かれ稲の葉が倒れるように倒れ伏した。だから容易に橋を渡ることができ、宗昌のお供衆が一人も残らず渡るとすぐに橋も落ちたという。

(角 明浩)

### 中巻―第三九話

一 渡辺十郎左衛門、表小姓二十人ヲ同道シテ東武エ趣クトキ、天龍川ニテ、大國ノ諸侯、晨ヨリ河岸ニノゾミ舟待シ玉エトモ、舟数少クシテ未タ渡リ玉ハズ、然ルニ御家ニハ河々ニ小番船ト云モノアリ、上下自由ヲナス、是先規ヨリノ美事也、十郎左衛門等、跡ヨリ至ルト云ヘトモ舟ヲ出サシメテ渡ル、故ヲ知ラサル者ミル時ハ其状傍若無人ナリ、時ニ彼諸侯、使ヲ馳テ謂ク、汝等何方ノ家中ナレバ、カクノ如クノ無礼ヲナス、言語ニタエタリ、存ル旨アリ、其所ニ待ベシト也、十郎左衛門答テ云、臣等ハ松平兵部大輔家中ナリ、先以御歴々ノ思召ニ逆フ事、尤恐レ多シ、然シナガラ、兵部大輔家ニハ小番船ト云モノ、河々ニアツテ自由ヲナス、是天下ノ知ル所也、此上尚臣等ニ仰付ラル、旨アラバ黙止カタシ、此所ニ相待アルヘシト答フ、サテ船場ニ至リ、十郎左衛門頭ニ居リ、各々挟筥ニ腰ヲカケ、持鎗引付、二十余人、一列ニ居ナガレタリ、其ヨソオヒ、厳カナリ、諸侯是ヲ望ミ見玉ヒ、猶予シ玉フ、且先

### 〔注釈〕

二十郎左衛門答ル所アルヲ以テ此マ、渡リ玉フニ付テハ事アラシカト遠慮シタマヒ、再ヒ使ヲ以テ却テ十郎左衛門等ヲ宥メラル、十郎左衛門此上ハ臣等何ソ不敬ノ存シヲ立ントテ難ナクシテサル

○渡辺十郎左衛門：「諸士先祖之記」や「姓名録」によれば、「渡辺十郎左衛門」を名乗ったのは、重祐、祐張、祐承、祐尚（文政三年から十郎左衛門、文政五年没）の四人。また、渡辺家の祐祥、祐張、祐従、祐承は、「御小姓の支配頭（『福井藩史事典』）である御側役を勤めている（『藩士履歴』）。

○表小姓：小姓は貴人の身辺に仕えて雑用を勤める役の者。江戸幕府においては、小姓は表小姓（中奥小姓）と奥小姓（小姓）に分かれていた。このうち、表小姓は儀式の際の配膳や、その他の雑務に従事したとされる（『国史大辞典』）。「福井藩史事典」によると、福井藩の場合、小姓は頭取四人、見計二人、平小姓六人の総勢一二人である。この二人は三人ずつ四組に分かれ、毎日二組ずつ当直する。頭取は藩主の駕籠脇での御簾の上下、参府の際の藩主の供、武芸師範への打ち合わせ、不寝番に従事する。見計は平小姓の中から選ばれ、平小姓の監督などを行う。参府の際の道中では、調髪や鉄砲の管理などを行う。請願や伺などがあつた際に上役などへ取り次ぐ役割を果たす。同じく『福井藩史事典』には、「表小姓は御式に関する役なり」とあり、年賀式などで家老への給仕を行う。また、式典などがあつた際には、小姓頭取や見計の指揮下で式の執行にあたりとされる。藩主が参府した時に大名らの来客があれば、茶などを差出すとされている。○晨：あさ。つとめて。しのめ（『大漢和辞典』）。○天龍川：長野県諏訪湖を水源として、静岡県で太平洋遠州灘に注ぐ河川（『国史大事典』）。東海道は、池田村（現在の磐田市）と富田村（現在の浜松市）の間で、天龍川を渡る必要があり、舟渡しが行われていた。御用船を除くと、二二艘の小番船が平時

には六艘で渡船を行っていた。増水時には、天龍川は川留となり、旅人は浜松や見付に逗留しなければならなかった(『浜松市史二』浜松市、一九七一年)。

○言語にたエ：言語に絶する。程度がはなはだしくて言葉でいいあらわせない。ことばで説明できないほどの光景である。こんごに絶する(『日本国語大事典』)。

○松平兵部大輔：福井藩主で「兵部大輔」を名乗ったのは、吉田(延宝二年～延宝四年、貞享三年～宝永七年)と宗矩(享保九年～寛延二年)の二人。

○船場：河岸、港湾などに設けられた船つき場(『日本国語大事典』)。

○持鎗：持槍。その人の所有の槍。または自分の持料の槍(『日本国語大辞典』)。

○居ながれる：多くの人々がすわって列になる。順序よく、序列に従って並んですわる。

○猶予：うたがいたためらうこと。ぐずぐずして、決定・実行しないこと(『日本国語大辞典』)。

## 〔現代語訳〕

渡辺十郎左衛門が、表小姓二〇人を同道して江戸へ赴くとき、天龍川で、大国の藩主らが朝から河岸にあつて舟待ちをなさつていらつした。が、舟の数が少なく、いまだ渡られることができていなかった。だが、福井の松平家には、それぞれの川に「小番船」というものがあつて、身分の上下に関係なく利用することが出来た。これは福井の松平家で以前から定められていた美事であつた。十郎左衛門たちは、藩主たちより遅れて到着したが、舟を出させて天龍川を渡ってしまった。福井の「小番船」を知らない者がこれを見るときには、その状況は傍若無人と言えるものであつた。この時、渡河を待っていた藩主たちは、使いの者をやつて、「お前たちはどの家中であつて、どのような無礼を働くのか。言語道断のことである。尋ねるところがあるので、そこで待っている」と言つた。十郎左衛門は、「我々は松平兵部大輔の家中である。まずは皆々様の思召しに添わないことは最も畏れ多いことである。しかしながら、兵部大輔の家には小番船というものがある川々にあつて、自由に利用してよいことになつてゐる。これは天下

に広く知られているところである。この上で、なお我々に何か仰せつけになるならば、黙っているわけにはいかない。ここで待っている」と答えた。船場に至つた十郎左衛門らは、十郎左衛門を先頭にして、それぞれ挟箱に腰をかけ、得物の槍を引き寄せ、二〇数人が一列に居並んだ。その様子は、威厳のあるものであつた。藩主たちはこれを遠くからご覧になり、躊躇なかつた。かつ、十郎左衛門の答えの内容もあり、このまま渡河をなさるにあつては問題事が起るであろうとお考へになつて、かえつて十郎左衛門らを宥められた。十郎左衛門は、「この上は、我々は、どうして不敬と思われることをするであろうか」と言つて、何事もなく去つた。

(橋本絃希)

## 中巻―第四〇話

一松平主馬後ト翁御家老タリシ時、御発駕御帰城ノ節、極メテ侍中へ挨拶アリ、故ニ諸士席ヲ正シテ是ヲマツ、縦ハ御参勤ノセツナレバ、御式台迄送り奉リ、夫ヨリ大広間エ来リ席ニツヒテ、今日ハ御機嫌ヨク御発駕遊バサレ、御同事ニ恐悦ニ存シ奉ル旨ヲ演ル、諸士是ヲ聞テ後、末々ニ至ル迄、堂々トシテ退出ス、又或説ニ吉品公平岡ノ麓ニ、御茶屋ヲ建サセラルベキ旨ニテ、既ニ地取ノシラベモアリシニ、主馬此由ヲキ、公儀エ対セラレ、然ルベカラズトテ争ヒ諫メテ、此事止ヌルトゾ

## 〔注釈〕

○松平主馬：生年は不明だが、没年は享保九年とされる(『越前人物志』)。

諱は正恒。主馬と号す。幼名は金藏。初名は庄兵衛。元禄二年（一六八九）家老に拔擢。宝永六年（一七〇九）吉品より隠居を命じられ、朴翁（牧翁とも）と号す（『越前人物志』『越藩史略』『諸士先祖之記』）。「越藩史略」には「年既高し、性亦温恭なり、其公に東武に随て発歸するが若き、諸士を揖して、語を接し、丁寧懇款なり、是故に人これを視ること、猶家族の長者を視るがごとし」とある。「吉品給帳」「吉邦給帳」に三〇〇〇石。松平主馬家は高知席の家で、幕末期は高三五二五石（『福井藩史事典』）。○平岡：平岡山。現福井市志比二丁目。下四ツ居の北、平野中に孤立した小丘陵で、福井城下の東に近接していたため、明治初年まで名勝の地として親しまれた。昭和に入り、福井市街地の膨張によって土取場として崩され消滅した（『福井県の地名』。「名蹟考」には、平岡御立松山とあり、「上古枚岡神社鎮座の所と云。慶長中不動院此所に在て、福井の鬼門を護と云。二口川に近く、遅日遊憩の地なり」とある。○地取：家などを建てる時、地面の区画をすること、地割り（『日本国語大辞典』）。

#### 〔現代語訳〕

松平主馬（後に卜翁）が家老であった時、藩主が発駕もしくは帰城の際、主馬は必ず侍中へ挨拶した。そのため、諸士は席を正して主馬を待った。例えば、藩主が参勤の時は、主馬は式台まで送りそれから大広間へ来て席について、今日は殿様が御機嫌よく発駕されたのでいつも通り大変喜ばしいことであると述べると、諸士はこれ聞いた後下々に至るまで堂々と退出した。またある話には、吉品公が平岡山の麓に御茶屋を建てさせようと既に地割も行ったと主馬は聞いて、幕府へ対して良くないと行って争い諫めてこれを止めたという。

（畑衣利奈）

#### 中巻―第四一話

一吉品公浅草御蔵火消御勤メナサレシ頃、彼筋出火アルニヨリ、既ニ御出馬ノ御人数揃エアリ、狛空ヲソナハリシニヨリ、再三御使ヲ立ラル、然レトモ空寛カニ支度シテ漸クニシテ出来ル、吉品公殊ノ外御セキナサル、ニヨリ、御中老高屋善右衛門御玄閔エ出向ヒ、何トテヲソカリソルト云シカバ、空ガ云、其方ハ何ヲ申ゾ、越前ノ御家柄ニテ、今時米蔵ノ火消ヲナサル、ヲ面白ソウニ何ノ急グ事アル、若後レテ焼失シタラバ、其時矢ノ倉ヲ立テ、米ヲ一ハイ積テ返上スレバ、ヨキ事ナリト云シト也

#### 〔校訂〕

①御玄冠↓⑤御玄閔

#### 〔注釈〕

○浅草御蔵：江戸浅草に設けられた江戸幕府最大の米蔵。元和六年（一六二〇）創設。幕府財政の中心機関で、年貢米の収納や幕臣団への俸禄米支給など、毎年三〇万石から四〇万石の米穀出納を取り扱った。出納の任にあたったのは、蔵奉行（浅草蔵奉行）、蔵手代をはじめとする諸役人であった。大坂・京都二条の御蔵とあわせて三御蔵と称された。町年寄樽屋藤左衛門元次が設計し、隅田川右岸の湾入部（現東京都台東区蔵前一・二丁目）を埋め立て、川側三四四間（約六二五メートル）の間に八本の船入り堀を設けて、総坪数三万六六四八坪（約二二ヘクタール）の敷地に五四棟二七〇戸前が造成された。○火消：江戸時代の消防組織。江戸には定火消、大名火消、町火消があり、定火消は幕府の消防組織、大名火消は大名への課役として行われた。ちなみに、吉品は吉江藩主時代の寛文一〇年

(一六七〇)に浅草御蔵火消番を蒙っている(『福井県史 通史編三』)。○狛  
 李：諱は貞澄。大学助孝清の子。伊勢守孝澄の孫。生国は越前。万治二年  
 (一六五九)三月、祖父孝澄より家督を継ぐ。元禄九年九月に木工と名乗る  
 (それまでは木工允と名乗っていた(『諸士先祖之記』『姓名録』)。「忠昌給  
 帳」には八〇〇〇石(うち三〇〇〇石が与力二〇人分)、「光通給帳」には  
 九〇〇〇石(うち三〇〇〇石が与力二〇人分)、「吉品給帳」には四五〇〇  
 石とある。光通から吉品まで四代三〇余年にわたり、家老の地位にあった  
 (『続片断記』『越藩史略』)。元禄一六年九月一日没(『国事叢記』『越藩史  
 略』)。「越藩史略」では貞澄の人柄を評するにあたり、本話を参照したとみ  
 られる。同書で彼は「度量が広く細かいことにこだわらない、家老として  
 器量のよい人物」だと評されている。○ラソナハリシ：遅かった。○寛カ  
 ニ：のんびりと。○中老：江戸時代の諸大名家で、家老の次の位にある重臣。  
 年寄。○高屋善右衛門：諱は長英。寛文一三年(一六七三)吉江で父六郎  
 左衛門寄長より六〇〇石を継ぐ(『諸士先祖之記』『姓名録』『藩士履歴』)。  
 貞享元年(一六八四)御書院番頭に任ぜられ二〇〇石を賜り合計八〇〇石  
 となったが、「貞享の半知」により四〇〇石となる。後に太田御役に任ぜられ、  
 元禄二年(一六八九)八月に四〇〇石を賜り再び八〇〇石となる。正徳元  
 年(一七一)太田御役の任を解かれ高知格となる(『藩士履歴』)。○矢  
 の倉：現在の東京都中央区東日本橋一丁目にあった江戸幕府の米蔵で、「谷  
 の蔵または「矢倉」「谷蔵」「谷野蔵」とも称されていた。正保二年(一六四五)  
 に起工され、慶安四年(一六五一)までに総坪数二万七六九二坪に二五棟  
 一二五戸前が造成されたが、明暦の大火で二三棟が焼失し、それを寛文二  
 年(一六六二)から延宝七年(一六七九)までに再建した。その後、天和  
 二年(一六八二)の火災で再度焼失し、貞享元年(一六八四)に復興したが、  
 元禄一一年(一六九八)から翌年にかけて解体された。かつて、この米蔵  
 があったことに由来して、日本橋馬喰町から日本橋浜町までの区域を「矢

ノ倉」と称したという。徳川氏の入府後、当地には多くの寺院が建てられた。  
 『日本橋区史』上巻、一九三七年。大野瑞男『江戸幕府財政史論』吉川弘文館、  
 一九七八年)。

#### 〔現代語訳〕

吉品公が浅草御蔵火消番をお勤めになっていた頃、御蔵のある方面から  
 出火したため、出馬する人数をお揃えになった。狛李が遅かったため、再  
 三使者をお立てになった。しかし、李はのんびりと支度してようやく出て  
 きた。吉品公が殊の外お急ぎ立てになるので、中老高屋善右衛門が玄関へ  
 出向き、「なぜ遅かったのだ」と言うと、李は「その方こそ何を申すのか。  
 越前松平家の御家柄であるにもかかわらず、今時米蔵の火消をするからと、  
 おもしろそうにして何を急ぐ事があるか。もし我らの到着が遅れて焼失し  
 てしまったなら、そのときは矢ノ倉を建てて、米をいっぱい積み上げて  
 返上すればよいことだろう」と言ったという。(水野佑一)

#### 中巻―第四二話

一高田小左衛門与力、森永市郎兵衛ト云者不行跡ノ事アリテ出奔ス、  
 色々尋求メラル、ト云ヘトモ行方知レス、或時金津ヲ通ルニヨリ  
 所司代松原角左衛門嫡子三郎兵衛手鎗ヲ提ゲ追詰、市郎兵衛ヲ刺  
 殺ス、早速福井エ達セシ処、甚称セラル、其節御家老、御目付ヨ  
 リノ書簡アリ、左リニシルス、

以飛札令啓達候、最前申越候森永市郎兵衛、昨日其筋罷通候処、

御手前家来衆見付申告二付、御同名三郎兵衛早速打留候様子、委細横目中江被申越、承届、尤之儀首尾好候而、御大慶察入候、則以繼飛脚江戸へ申上事二候、殿様被為聞召御機嫌克可有之与存候、尚期面談之節二候、恐々謹言、

五月八日

狛伊勢

永見帯刀

松原角左衛門殿

一筆申入候、森永市郎兵衛昨晚其筋罷通候処、家来衆見付申達候二付、御手前早速被討留様子、委細横目中被申聞、首尾好候而一段之儀二候、則以繼飛脚江戸申上事二候、尚期面談之節候、恐々謹言、

五月八日

狛伊勢

永見帯刀

松原三郎兵衛殿

松原角左衛門様

堀十兵衛

嶋田三左衛門

追而御家老中々可申入候由二候へ共、私共御返事早々申入候、以上、

御状拜見申候、然者昨日七ツ時分、高田小左衛門与力森永市郎兵衛其元罷通候二付、小堀十郎兵衛与申者見付注進申二付、三郎兵衛殿御討留候而、則死骸為持被成候、右之趣御家老中江申

達候、此間御家老中苦勞二被成候処、首尾好御討留一段之義と満足被成候、委細者御家老中々可被仰入候、御家老中二隙入罷在候間、手紙二而早々及御報候、以上、

尚々三郎兵衛殿へ以別紙可申入候へども、可然様二御可得可被下候、

五月八日

〔注釈〕

○高田小左衛門：知行一七五〇石、うち七五〇石は与力五人分（光通給帳）。この小左衛門の先祖は、「諸士先祖之記」によれば、高田遠江一英と同族の小左衛門一玄が寛永七年（一六三〇）に家督を継承した。「豊国武鑑」には増田長盛の家臣として高田遠江とともに小左衛門が八〇〇石で抱えられたと記される。この先代の小左衛門の所持銘がある越前康継作刀の一口が伝来しており、そこに「江州生縁」と刻まれる（村野隆男「越前康継の所持銘から」『ふくいミュージアム』一〇、一九八六年）。○森永市郎兵衛：高田小左衛門の与力。○行跡：ふるまい。こうせき。○金津：坂井郡の北東部（現あわら市南部の市街地）に位置する旧宿場町。金津宿は北陸道と竹田川交差する地点に立地し、加賀と接する越前北部の要衝であった。○所司代：金津奉行のこと。金津奉行は慶長一八年（一六一三）に創設されたといわれ、安政四年（一八五七）に廃止された。この二四四年間に三二人がこれを務めた。初代から二四代までの奉行の姓名と在職期間を記した「伝馬諸日記」（飯塚五右衛門家文書）によると、四代奉行は松原大左衛門であり、在職期間は慶安三（万治二年（一六五〇）～一六五九）。藩士の中から定坐（座）番外、または長袴席で二〇〇石以上の番士が選任された。三國湊はじめ川北領（九頭竜川以北）一円を管轄。戸籍管理・訴訟および輕

罪の裁定を職掌とする。「名蹟考」によると、南金津町の項に「所司代屋敷」とあり、金津奉行所のことと考えられる（舟澤茂樹「福井藩の金津奉行」『福井県地域史研究』一一、二〇〇二年）。「南越雑話」「伝馬諸日記」「越前人物志」の三書ではそれぞれ金津奉行であった人物およびその在職期間に齟齬がみられるが、詳細は不明である。しかし、松原家が金津奉行に関わりがあったことは確かであろう。○松原角左衛門：知行一〇〇石で、足軽二〇人を付けられていた（『光通給帳』）。『越前人物志』によると、祖父右京（後に覚左衛門）永成は筑前国に生まれ、越後高田で松平忠昌に召し出され、福井に移住し知行二〇〇石を与えられた。その子三郎兵衛直祐が天和三年（一六八三）に金津奉行となり、知行一〇〇石。直祐の子が角左衛門。実名は直次。○松原三郎兵衛：角左衛門の子。実名は不明。『越前人物志』に「少壮にして豪勇なり」、享保一四年（一七二九）に「家督を継ぎ、二十年三月大御番に進む」とある。○家老：家中を総括する家臣のうちの最重要職。○目付：江戸時代、各藩に置かれた職制。諸士の非行などの監視・取締りを役目とした。○飛札：飛脚に持たせて送る急ぎの手紙。ひさつ。○打留：うち殺す。○横目：諸士の行動を監視し、その不正を摘発する者。横目付とも。○継飛脚：江戸時代、幕府が各宿駅に配置して重要な文書・貨物などを継送させた飛脚。○狛伊勢：上巻第二八話参照。○永見帯刀：上巻第二五話参照。○一段：一際程度が甚だしく、際立って。格別に。○堀十兵衛：知行五〇〇石（『光通給帳』）。十兵衛は、延宝三年（一六七五）に父十兵衛の跡目四〇〇石を相続し、貞享三年（一六八六）に半知となった。正徳三年（一七二三）に江戸において目付を仰せ付けられている（『藩士履歴』）。○嶋田三左衛門：知行七〇〇石（『光通給帳』）。○御状：書状の尊敬語。○隙入：手間取ること。時間がかかること。ひまいる。

## 〔現代語訳〕

高田小左衛門の与力森永市郎兵衛という者は、素行不良により出奔した。

色々と捜し求めたものの行方は知れず。ある時市郎兵衛が金津を通ったので所司代・金津奉行松原角左衛門の嫡子三郎兵衛が手鎗を携えて追い詰め、市郎兵衛を刺し殺した。早速福井城へ通達したところ、とても称賛された。その時の御家老・御目付からの書簡がある。左に記す。

飛札をもって申し入れます。先刻申しました森永市郎兵衛が、昨日その筋を通ったところ、あなたの家来衆が市郎兵衛を見付け、申告したので、ご同名の三郎兵衛が素早く討ち止めました。その様子、委細を横目中へ申し越され、その届を承りました。もつともなこと、首尾よきことですので、ご大慶のことと推察します。すぐに継飛脚で江戸へ報告します。殿様がお聞きになり、ご機嫌よくなられるでしょう。あとはお会いした際にお話しします。恐々謹言。

五月八日

狛伊勢

永見帯刀

松原角左衛門殿

一筆申し入れます。森永市郎兵衛が昨晚、その筋を通ったところ、あなたの家来衆が市郎兵衛を見付け、申し達してきたので、あなたは素早く討ち止めました。その様子、委細を横目中へ申し聞かせられ、首尾よきこと格別でした。すぐに継飛脚で江戸へ報告します。あとはお会いした際にお話しします。恐々謹言。

五月八日

狛伊勢

永見帯刀

松原三郎兵衛殿

（封紙カ）松原角左衛門様

堀十兵衛

松原角左衛

嶋田三左衛門

追つてご家老中よりも書簡を申し入れることになっていますが(それが前掲の二通カ)、私共のお返事を早々に申し入れます。以上です。

御状を拝見しました。それでは昨日の七ツ時分、高田小左衛門の与力森永市郎兵衛がそちらを通つたので、小堀十郎兵衛と申す者が見付け注進したので、三郎兵衛殿がお討ち止めになりました。すぐに市郎兵衛の死骸を福井へ持参されました。右の趣を御家老中へ申し達しました。これまで御家老中は市郎兵衛のことで苦勞なさっていたところ、首尾よく討ち止め、格別のことで、満足なさっています。委細は御家老中より仰せ入れられます。御家老中に手間取りがあつたので、手紙にて早々にご報告に及びました。以上です。

なお、三郎兵衛殿へは別紙をもって申し入れがあると思いますが、然るべきようにお受けとりください。

五月八日

(石川美咲)

## 中巻―第四三話

一 広田嘉左衛門ハ居合ヲ善ス、<sup>ウツキ</sup>生質異風ナリ、或時狂人來ツテ  
 ロウゼキヲナス、<sup>ハル</sup>嘉左衛門是ヲ擒ニス、其後相達スル処ノ覺書古  
 風ナル文段故コ、ニ記ス

## 口上之覚

一 午ノ正月六日七ツ半時小黒町村加兵衛儀為年礼私宅江罷越候、其

御乱心仕及狼藉ニ付、其以來村逼塞被仰付罷在候、然ル処今度逼塞御免被遊被下候様ニ拙者願寺清源寺頼被申ニ付、御手前様迄最早存念も無御坐段申達候ニ付、其節之様子始中終書付入御披見候一先年武曾權右衛門殿御支配下小黒町村加兵衛其節与頭相勤罷在候、前々々拙者方江心安出入仕候節、武曾權左衛門殿御支配下与頭之内明キ御座候ニ付、右加兵衛義親伯父最前与頭相勤申候筋目も御坐候故猶又相勤申度旨拙者相頼申候、加兵衛義右之通与頭之筋目も有之、其身働キも相見へ候故与頭御吟味之内江も被入被下候様ニ權左衛門殿迄御物語仕候、然処御吟味之上与頭役被仰付、加兵衛義冥加相叶難有奉存候、殊ニ先年鳥羽野辺新田御用之節も加兵衛儀働キも宜相勤候ニ付御褒美拝領仕、御料理も被下置、猶以首尾能相勤罷在候、拙者義別而珍重ニ存ニ付猶以心安出入仕らせ候、右四年以前正月六日權左衛門殿へ年礼参上仕、夫々直二例年拙者方へも罷越申候、其節も拙者義在宿仕候故勝手江相通逢申候、年始之義故益を出申候処、前々々酒少も給不申と申、酒置而給不申候

一 其節加兵衛申聞候ハ、私義与頭被仰付罷在候、尤若年々弓鉄炮心懸ケ、人なみにたしなみ申候、兵法之儀ハ床ニ<sup>(ヒ)</sup>しなひを指置、不<sup>(ヒ)</sup>断手馴申候、力も覺御坐候、近頃慮外ながら刀を指被申候方として一兩人くらひハ手の下ニ随可申と存罷在候、与頭も仕候者之儀ハ御軍用之節数千人歩を廻し相勤可申儀ニ御坐候、然ル処只今迄居合を少も手馴不申候、能了簡仕候ニ居合之儀ハ男ノ最初ニ習可申儀ニ御座候、此<sup>(筋)</sup>すしを不存ときハ右御用之節非本意奉存候、只

今迄怠候儀千万後悔仕候、今日相伝可仕旨相望申候間、私申聞候ハ、先以武のたしなみ感入候、殊ニ文学も在之、歌学なども心掛候段兼而承及候、居合之儀はいまた覚不申、依之相伝可申儀尤ニ存候得共無用と存候、子細ハ其方在辺かけくにて埒明申物ニ無之候、左候ハ、幸流義に棒之伝授有之候、大根ハ鹿島宮ノ御相伝之流、わさ三十三手相伝三十三是ニ而鍛鍊之上勝利在之事ニ候、或ハ強力乱心もの酒之酔之類刀持来候而もた、きおとし、夜道夜中屋鋪廻心掛ニ宜御座候、此儀各被覚何よりのたしなみニ宜候、望ニ被存候ハ、折を得相伝可申と申聞候処、加兵衛声を替申聞候ハ、棒の利方承わけ能たしなみニ御座候、然とも居合之儀ハ是非只今相伝致くれ候様ニ申候、私又申聞候ハ、今日ハ年礼廻と申先ツ可被指置候、是非大望ニ候ハ、永春相談も可申と申聞候処、<sup>(兎角)</sup>とかく御相伝を可得と申、私ハ先達居合所へ加兵衛罷出候、私も早速罷出申聞候ハ、流義之稽古初当十五日ニ相勤メ申候、御侍中達而望在之候得ハ其前々誓詞を取扱相伝仕儀も在之候、然共其身儀組頭歴々ニ候得共百姓之儀ニ御座候、左候得ハ御侍中ノ先立相伝致かたく候、左様程ニ大望ニ候ハ、当廿一日廿二日両日之内ニ可被罷出候、内証ニ而相伝可申候と申聞候処、加兵衛私義百姓ニ御坐候得とも、<sup>(魂)</sup>たましゐるハ御侍中ニ少もかわり申聞敷候、是非御相伝請不申候而ハ罷帰間敷と申聞候、乱心とは曾而不存、居合をふかく執心仕候と存、左候ハ、不及是非、一手相伝可申と、則ニ尺斗のさや木刀にて形をおし申候、私義加兵衛右之方二尺斗脇ニ引さかり罷在候を、加兵衛ぬき持候木刀を振上、私左ノ面江か

け思込打込申候を、不思も飛ちかへ柄中をおさへ取申候而さやへおさめ、<sup>(替)</sup>扱くつかい形あらく候、<sup>(替)</sup>しつかに覚可申と又ぬかせ申候所、是もぬき申候而立上り、私左之あはらへつき申候を、又不思もふりかわり、もき取申候而、其時私声をいからかし、其方義無器用成つかい形いか程に思候而も百姓之儀つかい得られ申間敷候、如此ニ仕候而ハすてにあやまち可在之候と、木刀をとりおさめ立退申候へハ、加兵衛義眼をいからかし、物も云不申、不興之体ニ而罷在候、弥ならい申度所存と迄了簡仕、左程に存候ハ、流儀ニ付有之やわら捕手之内一手おしへ可申と立寄申候所、加兵衛まいるくと片ひさ出し立罷在、三尺斗の脇に壹尺六七寸のわき指有之候を志申候を、私儀飛込<sup>(脇)</sup>わきさしを押しとり候処、わき指をとられすぐに加兵衛立あかり右手にて私たぶさをつかみ、左にて肩口を押し、力量之男殊ニ乱心気はり候て、<sup>(面)</sup>えいやくと二声大声をいたしおしかけ申候ニ付、私不思も板敷へつら<sup>(面)</sup>をおしつけられ候、さかいにて何と仕候や、加兵衛のどぶへをつかみ、まつさかさまになけ出し、すぐにねじあげ、おしかため、少もはたらかせず罷有、此節大息をつき、加兵衛へ申聞候ハ、おのれ乱心を仕如此狼藉に及候儀毛頭不存寄、すてにあやまちをせんといたし候、扱く冥加二つきたる男にてハ只今頭をはね、胆をつかみ破るハ案の内ニ候へとも、おのれ在辺ニ而与頭を仕候ニ付、権左衛門殿へ対し随而妻子<sup>(眷属)</sup>けんそく共の存知もふびんニ有之、ま、命をたすけ、縄をかけす、少もあやまちも不為仕、権左衛門殿へ相達可申候と申聞候へハ、下ニ伏ながら進退あがき、無念く我を折

たと申候、私申候ハ未高言申候か、不器用之私に候得共蒙御威光居合之師役被仰付候上、私おのれこときの愚人何十人も者之数トハ不思候と少過言を仕、則権左衛門殿へ早々相達候処、則時二御組之衆若栗与五兵衛を被遣、委細之義御聞届之上、又々御組之衆を被遣、右加兵衛を相渡し申候、翌朝権左衛門殿私宅江御出被成、又々御聞届之上御家老中江被仰上候、私義朝御番相勤候節二御座候間、早々なから口上書を以御番頭へ相達し申候、右之次第如此御座候

一加兵衛儀ハ百姓二候へ共、与頭相勤メ、其上武芸たしなみ、文歌も心掛、力も在之候へハ、不軽者と存候、然ル処乱心仕、狼藉に及候を、私毛頭あやまち不仕、加兵衛義少もきずも付不申取おさへ申候義、武之冥加に叶申候と心底に存罷在候、其節も百姓式ぎやうくしき仕形と存知も在之方も不存候得共、異国ニも土民より出、其はたらき広大成義も可有御座候、遠からず天草一揆四郎義百姓二候得共、日本之御歴々御向ひ之次第承伝候へハ、百姓とて油断可仕様無之、かろく存不被申存知罷在候、右之段々事なかく思召之程もいか、二奉存候得共、初ふ不申上候儀ハ是又如何ニ存、如此御座候、此上ハ右加兵衛乱心之義其後少もおこり不申候儀悴付添見届、一家縁者とも御請合申上、田畠江不罷出候得ハ御納所指つかへ申候趣、第一御納所を奉存趣、此上御吟味御免被遊被下候ハ、於私忝可奉存候、清源寺慈悲を以達而被相願候間、如此御座候、以上

八月二日

広田嘉左衛門

「南越雑話」輪読会 「南越雑話」(一七)

須崎三郎右衛門様

〔校訂〕

①武曾権右衛門↓⑤武曾権右衛門 ①初メ↓⑤勤メ

〔注釈〕

○広田嘉左衛門：「諸士先祖之記」では通称を加左衛門、諱は貞喬とする。竹内流居合術に通じており、松平吉品代の宝永元年（一七〇四）に五人扶持で召し出されたという（『越前人物志』）。なお、父三右衛門定次は松平光通代の慶安四年（一六五二）に召し出されており、嘉左衛門には正徳元年（一七一〇）に跡知が下され（諸士先祖之記）、正徳三年には高一〇〇石の家督を相続し、扶持方を返上している（『吉邦給帳』）。○小黒町村：長泉寺山の西麓にあり、西鯖江村の北に位置する（現鯖江市小黒町一〜三丁目）。田方三四六石余、畠方五一石余。江戸時代を通じて福井藩領（『福井県の地名』）。○鳥羽野：水落の神明神社（現鯖江市水落町）から上江尻（福井市上江尻町・鯖江市上江尻町）付近までの総称。慶長六年（一六〇一）に入国した結城秀康が本多富正・渡辺長久らに開拓を命じ、次代の松平忠直期に本格的な開拓が行われた（『福井県の地名』）。○清源寺：快樂山一条院清源寺。明応年間に天台宗の真盛上人が一乗谷で開基し、天正年間に中具服町へ移り、慶長年間に浄土宗へと改宗した（『越前拾遺録』『越前若狭地誌叢書上』松見文庫、一九七一年）。○武曾権左衛門：諱は重寛（諸士先祖之記）。石高は一〇〇石。宝永二年（一七〇五）に郡奉行、享保三年（一七一八）に留守物頭を務める（『藩士履歴』）。○与頭：組頭（いわゆる大庄屋）のこと。藩政支配機構の末端として有力農民の中から選ばれ、苗字帯刀、藩主へのお目見え、袴や袴の着用、居宅への門構えなどの特権が与えられた。数村から二、三〇ヶ村を一組として一人の組頭が置かれ、藩からの布達や百姓諸願いのなかだち、組下村むらのもめ事や、郷盛の取り立て、他組との争い

ごとの調整などを主な任務とした。宝暦十一年（一七六一）四月にいったん廃止されるが、明和五年（一七六八）の大一揆を契機に大庄屋として翌六年に復活した（『福井市史通史編二』）。○鹿島宮：鹿島神宮（茨城県鹿嶋市）のこと。常陸国の一宮。○たぶさ：①てくび。うでくび・また、うで。かいな。ただむき。②髪を頭上を集めて束ねたところ。もどどり（以上『日本国語大辞典』）。本史料では①の意味か。○御組之衆：郡奉行の下で働く郡組のこと。一〇人で一組を構成し、小頭一人と書役一人が役所に定詰し、その他は奉行の指図に従い罪人の捕亡・探索・取調などに出張した（『福井藩史事典』）。○若栗与五兵衛：不明。○天草一揆四郎：鳥原の乱で一揆軍を率いた益田時貞（？～一六三八）のこと。天草四郎時貞ともいわれる。一揆軍から神的な権威にまつりあげられ、宗教的、精神的結束の象徴となった（『国史大辞典』）。○納所：なつしよ。年貢などを納める所。また、年貢などを納めること（『日本国語大辞典』）。○須崎三郎右衛門：諱は光倫。石高は一〇〇石で、松平光通代の寛文十二年（一六七二）に六歳で召し出されている（『諸士先祖之記』）。元禄十二年（一六九九）に御腰物、正徳六年（一七二六）に郡奉行、享保六年（一七二一）には御留守物頭を仰せつけられている（『藩士履歴』）。

### 〔現代語訳〕

広田嘉左衛門は居合に秀でており、風変わりな人となりの人物であった。ある時、狂人が乱暴な振る舞いに及んだため、嘉左衛門はこれを生け捕りにした。その後、嘉左衛門が届けた覚書が古風な文章であったので、ここに記した。

### 口上の覚え

一、午年（一七二四カ）の正月六日七ツ半時（午後五時）に、小黒町村の加兵衛が新年のあいさつとして私の居宅に参りました。その時に加兵衛が発狂し乱暴な振る舞いに及んだので、以来村で逼塞を仰せつけられてお

りました。そうしたところ、このたび逼塞の赦免を下されるように拙者の願寺である清源寺から頼みを受け、清源寺は「あなた様への恨みはもはやございませんでしよう」とも申し伝えてまいりましたので、その時の様子を始めから終わりまで書付にて御覧に入れます。

一、先年、武曾権左衛門殿御支配下の小黒町村加兵衛という者が当時組頭を勤めておりました。前々より私の方へ遠慮なく出入りしており、武曾権左衛門殿御支配下の組頭の席に空きが出た際には、加兵衛の親や伯父が直前まで組頭を勤めていたという筋目もあるため、加兵衛もまた組頭を勤めたいと私を頼ってまいりました。加兵衛は右の通り組頭を勤める家筋であり、彼自身の仕事ぶりも見受けられるため、組頭のご選考の内に加えて下さるよう権左衛門殿へ口添えいたしました。そうしたところ、ご選考の上で組頭役に仰せ付けられ、加兵衛の願いが叶いありがたく存じておりました。特に先年は鳥羽野あたりでの新田御用の時に加兵衛は働きぶりが宜しかったため御褒美を拝領し、御料理を賜り、いっそう首尾よく勤めるようになりました。私もとりわけめでたい事と思ひ、さらに遠慮なく出入りさせるようになりました。加兵衛は四年前より正月六日には権左衛門殿へ新年の挨拶に参上し、例年はその後ただちに私の方へも出向いておりました。その時は私も在宿しておりますので勝手に通して対面し、年始でもあるので酒盃を勧めましたが、加兵衛は「以前から酒などは少しも頂戴しておりません」と申すので、酒を給うことはいたさずにおりました。

一、ある時加兵衛が申すには、「私は組頭を仰せつけられておりますが、若年の頃より弓や鉄砲を心がけ、人並みに嗜んでおります。兵法については床に竹刀を置いて日ごろから使い慣れており、力量にも自信がございませぬ。近頃は差し出がましくございませぬが刀を差しおられる方であっても一人か二人くらいならばたやすく屈服できると自負しております。

組頭を務める者は、軍用の際には数千の大夫を差配するものでございます。しかしながら、今まで居合は全く習熟しておりませんでした。よく考えてみると、居合は男が最初に習うべきものであり、この筋を心得ていなければ御用の際に本懐を遂げることはできないでしょう。今まで怠つていたことをはなはだ後悔しており、今日相伝するつもりでございます」と望みを申しましたので、私から申し聞かせるには、「まずその方の武の嗜みには感心している。とりわけ文学にも造詣があり、歌学なども心掛けていると兼ねてから承知している。居合についてはいまだ習得しておらず、相伝したいと申し出るのもつともなことであるが、その方には無用のことではないか。詳しく話せば、その方が村方に在住しながら習得しようとしても埒が明くようなものではないからだ。幸いにも竹内流には棒の伝授がある。大元は鹿島宮から御相伝の流派で、技三三を相伝し、この技を鍛錬して勝利を得てきたという。あるいは強力にして乱心の者が酒に酔っているなどして刀を持ち出してきたとしても叩き落すことができ、夜道や夜中屋敷見回りの心掛けとして適当である。これを習得すれば何よりの嗜みとして好ましいと思う。その方が望むならば折を見て相伝しよう」と申し聞かされたところ、加兵衛が声色を替えて申すには、「棒の利点を承り、素晴らしき嗜みにございます。しかし、居合についてはぜひただいま相伝致されたく存じます」と申すので、私から再度申し聞かすには、「今日は年始のあいさつ回りであり、まずは後回しにしておくのがよろしかろう。どうしても叶えたい望みであれば、盛春の頃にも相談しようではないか」と申し聞かされたところ、加兵衛は「とにかく御相伝を得たいのです」と申し、私よりも先に居合所へと出て行つてしまいました。私もすぐに居合所へと出て行き、加兵衛に申し聞かすには、「流儀の稽古初は当月一五日に勤める。御侍中であつた望みがあれば本人から誓詞を立てて相伝することもある。しかしその方

は組頭の地位にはあるが百姓の身である。御侍中より先の相伝は致したい。それほどまでの大望であれば、当月二一日・二二日の両日の内に出てきてはどうか。内々に相伝いたそう」と申し聞かされたところ、加兵衛は「私の身は百姓ではございますが、魂は御侍中と少しも変わりませぬ。ぜひ御相伝を請けねば帰りませぬ」と申しました。乱心とはついで思はず、居合に深く執心しているのだからと思ひ、「左様ならば是非もない。一手相伝いたそう」と、二尺ばかりの鞘付き木刀にて形を教授いたしました。私は加兵衛から右二尺ばかり脇へ引き下がっていたところ、加兵衛は抜き持つていた木刀を振り上げ、私の左の面を目標けて思い切り打ちこんでまいりました。私はとつさに飛び退き、加兵衛の木刀の柄中を押さえ取つて鞘へと納め、「いやはや、まったく荒い形を使うものだ。静かに覚えぬか」と申して、また加兵衛に抜かせたところ、これも抜きがてら立ち上がり、私の左あばらを目掛けて突いてきたため、またとつさに入れ替わつて加兵衛の木刀をもぎ取りました。その時、私は声を怒らせ、「その方の不器用な形では、いかように思おうとも百姓の身では居合を使い得られぬぞ。このような仕儀は全くの思い違いである」と申し、木刀を納めて立ち去ろうとしたところ、加兵衛は目を怒らかし、何も申さず、不興な態度でおりました。私は加兵衛がいよいよ習いたき所存と思ひ、「さほどまでの考えならば、流儀にある柔術の捕手の技から一手伝授いたそう」と近寄ると、加兵衛は「まいるまいる」と申して片膝を出して立ち、三尺ほど離れた脇にある一尺六七寸の脇指に氣を向けていたため、私は飛び込んで脇指を押さえ取りました。すると、すぐに加兵衛は立ち上がつて右手で私の手首を掴み、左手で肩口を押さえ、すぐれた力の男がいよいよ乱心して気張り立ち、「えいやえいや」と二回大声を上げながら押し掛けてきたため、私は意外にも板敷に顔を押し付けられましたので、何とかしようと加兵衛の喉笛をつかんで真つ逆さまに投げをうち、すぐに加

兵衛の腕をねじ上げて押し固め、まったく身動きができないようにいたしました。この時、私は大きく息をついて加兵衛に申し聞かすには、「お前が乱心してこのような狼藉に及ぶとは全く思いもつかず、もう少しのところまで傷を負うところであった。ところで、命運が尽きた男はただちに首を刎ね、胆をつかみ破るのが常であるが、お前は村方で組頭を勤めており、権左衛門殿へ対しても、妻子や親族どもにしても気の毒であろう。このまま命を助け、縄をかけず、少しも傷を負わずに権左衛門殿へ伝えることにいたそう」と申し聞かせたところ、加兵衛は下に伏せつてもがきながら、「無念だ無念だ。打ち負かされた」と申しました。私は、「まだえらそうなことを申すか。不器用な私ではあるが、殿の御威光を蒙り居合の師役を仰せつけられている。お前ごときの愚人が何十人と掛かつて来ようとも、相手になるとは思わぬ」と少し過言を申しました。そして、権左衛門殿へさっそく申し伝えましたところ、すぐさま御組衆の若栗与五兵衛を遣わされ、詳細を確かめていただいた上で再び御組衆を遣わされ、加兵衛を引き渡しました。翌朝、権左衛門殿が私の自宅までお出でになり、再度事実をお確かめの上で御家老中へご報告になりました。私は朝の御番を勤めている時でございましたので、急ぎ口上書で御番頭に伝達いたしました。次第はかくのごとくでございます。

一、加兵衛は百姓の身ではございますが、組頭を勤め、その上武芸を嗜み、文学や和歌をも心掛けるなど、能力もあり、軽く扱うべき人物ではないと存じます。ところが、加兵衛が乱心して乱暴な振る舞いに及んだことについては、私にはまったく過失はなく、加兵衛には少しの傷も負わせずに取り押さえたことは、武の冥利に尽きるものと心底感じております。その時、加兵衛は百姓式の大げさな仕形で見えたこともないようなものでありましたが、異国には土着の者から出世して、大きな業績を成し遂げた者もございます。さほど遠くない昔、天草一揆の四郎は百姓ではござい

ましたが、日本のお歴々に立ち向かったことの次第が伝えられており、百姓とて油断すべきではなく、軽く考えるべきではないと存じておりました。右の件についてはくだりが長く、思し召しのほどまいかがなものと存じます。初めより申し上げねばこれまたまいかがなものと思ひ、このような申し上げになりました。加兵衛の乱心は、その後少しも起こっていないことを加兵衛のせがれが付き添いの上で見届けており、一家や縁者も心配ないと保証し、田畑へと出なければ年貢お納めの差し支えとなると申しております。まず年貢お納めのことをお考えいただき、その上で加兵衛のご吟味を免じて下されば、私としてはかたじけなく存じます。清源寺からの情け深くもたつての願ひでもありますので、かくのごとくでございます。以上。

八月二日

須崎三郎右衛門様

広田嘉左衛門

(山田裕輝)

#### 中巻―第四四話

一 高島金太夫ハ若年ノ時伊作ト云、広田嘉左衛門ニ随ツテ居合ニ達ス、御徒ニ中村甚太郎ト云者アリ、モト牛頭村ノ産ナリ、壮力ニシテ而モ剣術ヲ能ス、或時広田ガ所ニ来テ曰、我、門人トナルノ望アリ、然シナガラ剣術ヲ少シク学ビタル事アレバ、同ジクハ太刀筋ヲ御目ニカケ、其上ニテ門人トナシ玉ハ、甚幸ヒナラン、広田何レニ望ニ任セント云テ、則伊作ヲシテ相手ト定ム、伊作歳十三、尤微弱ナリ、中村不足ト思ヒケン、不平ノ色アリ、既ニシ

テ双方立向フ、勝負一立合ト定ム、中村ハ三尺余ノ木刀ヲモチ、高畠ハ小木刀ヲ提ケ、玉盤ヲ走ルガ如ク单刀直入、タッチニ進ンテ中村ヲ撃、中村忿怒モユルガ如ク、今一立合勝負ヲ試ミン事ヲ望ム、広田免ルサズ、然レトモ強ヒテキカザルヲ以テ無是非亦立向フ、高畠初ノ如ク、タッチニ入テ中村ヲウツ、中村ウタレナガラ勃然トシテ怒リ、高畠ガ髻ヲツカミ勇力ニマカセテ引寄、木刀ヲ以テ刺ントス、高畠スカサズ柄頭ヲ以テ中村ガ眉間ニアタル、其疾速ナル事、石火ノ発スルガ如ク、変ニ応ズル事神ノ如シ、中村即倒シテ息タユ、諸人介ケ起シ、暫シテ蘇リ終ニ屈服ス、高畠是ヨリ名漸ク高ク、吉品公ノ寵尤厚シ、御泉水エ成ラセラル、時、極メテ伊作ヲ召テ居合ヲ見玉ヒ、稽古繁クテ衣服ソソンジ、親ガ迷惑ナラントテ或時ハ革袴ヲ玉ハリ、又或時ハ御前巾着ナドヲ玉ハリテ、其術ヲ進メラル、広田ノ家タエテ後、其業ヲツギ門人甚多シ

### 〔校訂〕

①一立合↓⑤一立合  
①免サス↓⑤免ルサズ ①成セラル、↓⑤成ラセラル、

### 〔注釈〕

○高畠金太夫：「吉品給帳」には、御番組に父高畠与五左衛門信次（二五石五人扶持）がみえ、その子高畑金太夫信安がこの話の金太夫にあたる（二〇〇石）。享保一九年（一七三四）に「広田久太郎」暇後に師役となった。この後高畑家は、代々家督相続と同時に「師役」となり、文政九年（一八二六）甚五左衛門信尹の相続の際には「居合師役」と明記されている。文化元年

（二八〇四）甚五左衛門信喬の時に高畠と改姓した（『藩士履歴』「姓名録」）。なお、滑稽画が巧みな信喬は、夢蝶の号で「名蹟考」に馬威しなどを題材に挿絵を描いている。○牛頭村：白山麓の牛首村。○既ニシテ：そうこうしているうちに。○三尺：約九〇センチメートル。○勃然：むっとするようす。○髻：もとどり。髪を頭上を集めて束ねた部分。○勇力：ゆうりき。強い力。勇猛な力。○柄頭：刀の柄の先の部分。○石火：石や金属などがはげしく触れ合っておこる火ばな。○御泉水：藩主別邸で現在の養浩館庭園。吉品は御泉水屋敷の敷地を拡張、建物を増築し、隠居後は国許に戻り同屋敷に居住、翌正徳元年（一七一）にそこで没した（『御泉水第の建築的研究』福井建築史研究会、一九八七年。「家譜」）。○極メテ：きつと。必ず。○御前：おそば近く。

### 〔現代語訳〕

高畠金太夫は若年の時には、伊作といった。広田嘉左衛門に師事し居合に熟達していた。また御徒に中村甚太郎という者があつた。もと牛首村の出身で、意気盛んで剣術に優れていた。

ある時、中村が広田のところをやつてきていった。「わたくしは、あなたの門人になりたいと願っています。しかしながら少々剣術学んでおりますので、どうせならば太刀筋を御目につけて、そのうえで門人としていただければ幸甚なことです」。

広田は、いずれにせよ望みどおりにしようといい、すぐさま伊作を相手に定めた。伊作は数え年一三歳で、いかにも弱々しかった。中村は相手に不足と思ったのだろう。不平の色をみせた。

そうこうしているうちに双方が立ち向かう。勝負は一試合で決めると定められた。中村は三尺少しの木刀を持ち、高畠は小木刀をさげた。高畠は玉が盤上を走るように单刀直入、すぐに突進して中村をうった。

中村は燃えるがごとく憤り、いま一試合勝負してみたいと望んだが、広

田は許さなかった。だが「どうでも」といって引かないのでしかたなくまた立ち合った。高畠は最初と同様に、すぐにうち入って中村を攻めた。中村はうたれながらむっとして怒り、高畠のもとどりをつかんで力まかせに引き寄せ、木刀で刺そうとした。すかさず高畠の柄頭が中村の眉間に当たった。その疾速なること、火花を発するがごとく、急変に應じることに、神のごとくであった。中村はそのまま倒れ息たえた。とりまいていた人々が助け起こすと少しして蘇生し、ついに屈服した。

これより高畠の名声は次第に高まっていった。吉品公は伊作をたいそう気に入られて、御泉水屋敷に御成りの時には、必ず伊作を召して居合を見物された。頻繁な稽古で衣服がいたみ親が迷惑するだろうと、ある時は革袴をお与えになり、ある時はお側近くで巾着などをくださって、その術を勧められた。師広田の家が絶えた後もその流儀は引き継がれ、門人は非常に多い。

(柳沢美美子)

### 中巻―第四五話

一吉品公ニハ専ラ猛ヲ宗トシテ国政ヲナシ玉フ、鄭ノ子産ノ意ニ同ジキカ、御容貌小兵ナリト云ヘトモ、御顔色荒ジク、東武下馬御門ニテ駕ヨリ出サセラレ、四方ヲ見廻シ玉エバ、群集ノ貴賤、御威風凛々タルニ恐レ、腰ヲノシテ御面ヲ見上ル者ナカリシトゾ、惣シテ御廻勤ノ節ナドモ御供廻リ至テ御微勢ニテ、道ノ傍ヲラヒソマリテ通り玉ウ、諸人却テ是ヲ恐ル、吉邦公ニハ寛仁ヲ表トシ玉フヤウスナリ、皆国風時代ニ応ジテ国ヲ治メ玉ウ、尊慮筆力ニ

ツクシガタシ

#### 〔注釈〕

○猛：厳しき。○宗トシ：重んじる。第一とする。○鄭：中国春秋時代の国家。前八〇六―三七五。○子産：？前五二〇。鄭の宰相。○子産ノ意：『春秋左氏伝』昭公二〇年や『孔子家語』卷第九に載る逸話。徳のある者だけが寛大なやり方で民を従わせることができ、それに次ぐのは「猛」すなわち厳しいやり方である、としたこと。○小兵：体つきが小柄であること。○荒ジ：恐ろしい。○下馬御門：下馬札が立てられていた江戸城大手門外の下馬所(天下馬)のことか。○惣シテ：だいたい。概して。○廻勤：任官、就職などに際して、お礼の挨拶にまわること。○微勢：少ない人数。○ヒソマリテ：ひっそりと静かになる。○寛仁：寛大で情け深いこと。○国風：…くにぶり。地方の気風。○尊慮：…お考え。

#### 〔現代語訳〕

吉品公は、専ら「猛(厳しき)」を重んじて国政にあたられた。これは鄭の子産と同じお考えだろうか。吉品公は小柄であったが、御顔つきはおそろしく、江戸城大手門で駕籠から出られて四方を見回されたときには、群集した貴賤はその御威風凛々たる様子に恐れ入り、腰を伸ばして御顔を見上げる者は一人もなかったという。だいたいにおいて、お礼参りの節なども御供廻りは至って少数で、道の傍らをひっそりと静かにお通りになられたが、諸人はかえってこれに恐れ入った。

一方、吉邦公は「寛仁(寛大で情け深いこと)」を重んじなされたご様子である。

君主は皆、国ぶりや時代に応じて、国をお治めになられる。そのお考えは、私などの筆力では十分に書きつくすことはできない。

(長野栄俊)

一吉邦公智勇兼備、寛仁大度ニシテ士民帰服シ、国中大ニ治マル、此旨上聞ニ達シ、朝ニ召テ称美セラル、其時御老中ニ向ヒ対テノ玉フ、不肖ノ私、如此ノ尊命ヲ蒙ル事謝スル所ナシ、是然シナガラ臣ガ力ニアラズ、元祖中納言殿掟ヲ守リ、普代ノ家臣等、能輔佐スル故ナリト也、国民伝工聞テ、弥悦伏シ、天下皆是ヲ慕ウ

〔注釈〕

○寛仁：心が広く、思いやりがあること（『日本国語大辞典』）。○大度：度量の大きいこと（『日本国語大辞典』）。○朝：廟堂。ここでは幕府のことを指す。○帰服：付き従うこと（『日本国語大辞典』）。○中納言殿：福井藩初代藩主結城秀康のこと。○悦伏：悦服のこと、心から喜んで従うこと。

〔現代語訳〕

吉邦公は知勇を兼ね備え、心が広く思いやりがあり、度量もおおきかったので、士民は心から付き従い、国中はとても治まっていた。このことがお上の耳に入り、吉邦公を幕府に召して褒められた。その時御老中に向かつて吉邦公がおっしゃられたのは、「不肖の私がこのようなおおせを受けることは感謝の言葉もございません。これはしかしながら、私の力ではなく、元祖中納言殿の掟を守り、譜代の家臣たちがよく補佐しているからである」とのことであった。国の民はこのことを伝え聞き、いよいよ心から喜んで従い、天下の皆が吉邦公を慕ったのである。

（九千房英之）